

平成 28 年 7 月芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 28 年 7 月 29 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 芸西村村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 14 名

|             |            |            |
|-------------|------------|------------|
| 1 番 吉永 義量   | 2 番 貞広 誠也  | 3 番 松本 増男  |
| 4 番 川田 忠宏   | 5 番 西村 茂   | 6 番 岩宗 勇次  |
| 7 番 清藤 紀嘉   | 8 番 高松 敏子  | 9 番 上杉 卓朗  |
| 10 番 門脇 久仁彦 | 11 番 今村 栄光 | 12 番 山中 成哲 |
| 13 番 岡村 博   |            |            |
|             |            | 18 番 竹内 学  |

4. 欠席委員 3 名

5. 事務局

|      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 松本 巧  |
| 書記   | 小松 司沙 |

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について（受付番号 34～37）

議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 件

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規程による許可申請 3 件

議案第 4 号 その他

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 7 月定例会を開催します。本日の出席委員は 14 名であります。欠席者は 3 名です。出席委員 14 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は清藤紀嘉委員と上杉卓郎委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 34～37）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 4 件の利用権設定の案件が出ています。受付番号 34 番ですが、大字馬ノ上字東又 3558-1、3885-2 番で地目は田、面積は 2,011 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 7 月 1 日から H38 年 6 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 35 番ですが、大字西分字立耳甲 5871、5872 番で地目は田、面積は 2,954 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 7 月 1 日から H30 年 6 月 30 日までの 2 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 36 番ですが、大字和食字上中筋甲 5735、5736 番で地目は田、面積は 2,127 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 5 月 1 日から H38 年 4 月 30 日までの 10 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　受付番号 37 番ですが、大字西分字井ノ本甲 6344、6345 番で地目は田、面積は 1,400 ㎡です。貸付人は〇〇さん、借受人は〇〇さんです。期間は H28 年 8 月 1 日から H31 年 7 月 31 日までの 3 年です。作付けはナスで、主な経営作物もハウスでのナス栽培です。賃借料は 1 反当り 6 俵です。場所については別紙図面のとおりです。

　　説明しました 4 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考え

ます。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定4件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号3 土地の所在は和食字中入野甲 2945、地目は田で面積は700㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。一昨日に会長、上杉委員、吉永委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号3は売買による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第2号議案 農地法第3条の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 続きまして第3号議案 農地法第5条の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第3号議案 農地法第5条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号8 土地の所在は西分字大谷口甲 6172 番地 1、地目は田で現況は畑で転用面積は2,427㎡の内937㎡、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電を建設とのこと。申請地の四方は村道及び河

川に囲まれており生産性の低い農地であります。また、農地区分は西分インターチェンジから300m以内に位置していることから第3種農地と判断します。昨日に会長、松本委員、白石委員、清藤委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号9 土地の所在は馬ノ上字清水岡 1885 番地イ、1890 番地、地目は田と畑で現況は畑で転用面積は 1,357 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電を建設とのことです。申請地の東は村道、南北と西は農地であるが生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。昨日に会長、上杉委員、吉永委員、川田委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号10 土地の所在は馬ノ上字清水岡 1881 番地、1882 番地、地目は田で現況は原野で転用面積は 925 m<sup>2</sup>、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は太陽光発電を建設とのことです。申請地の西は農道、南は墓地、北と東は農地であるが生産性の低い農地であります。また、農地区分は甲種・第1種・第2種・第3種いずれも該当しないことからその他の農地（第2種農地）と判断します。昨日に会長、上杉委員、吉永委員、川田委員、事務局にて現地確認を行いました。

議長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員 受付番号8の申請地は譲渡人〇〇さんが平成26年度に太陽光発電のため転用した土地の東側で、西分甲6172番地1の残地となっており転用することに問題はありません。

上杉委員 受付番号9と10については隣接農地所有者から同意も得ているということで転用することに問題はありません。

議長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議長 それではお謀りします。第3号議案 農地法第5条の規程による許可申請の3件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長            それでは、第 3 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請については、  
3 件全て許可いたします。

議 長            続きますして第 4 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ  
んか。なければ、これで 7 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 30 分)

議事録署名委員

清藤 紀嘉

---

議事録署名委員

上杉 卓朗

---